

令和2年度における施設型給付費等の額における法定代理受領の通知について

令和2年度,本園が代理受領した一人当たりの施設型給付費等の額は,下記の公定価格から,利用者負担額を減じた額になります。

1号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4・5歳児	159,380	159,380	159,380	155,120	155,120	155,120	155,120	155,120	155,120	156,980	156,620	176,450
3歳児	175,790	175,790	175,790	171,530	171,530	171,530	171,530	171,530	171,530	165,280	164,880	184,710
満3歳児	175,790	175,790	175,790	221,150	221,150	221,150	221,150	221,150	221,150	223,200	222,560	242,390

2・3号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4・5歳児 標準	77,750	77,750	77,750	77,750	77,750	77,750	77,750	77,690	77,690	78,770	77,750	96,110
短時間	66,750	66,750	66,750	66,750	66,750	66,750	66,750	66,690	66,690	66,580	65,680	84,040
3歳児 標準	93,650	93,650	93,650	93,650	93,650	93,650	93,650	93,590	93,590	85,530	84,420	102,780
短時間	82,650	82,650	82,650	82,650	82,650	82,650	82,650	82,590	82,590	74,530	73,540	91,900
1・2歳児 標準	150,310	150,310	150,310	150,310	150,310	150,310	150,310	150,250	150,250	150,140	148,160	166,520
短時間	139,310	139,310	139,310	139,310	139,310	139,310	139,310	139,250	139,250	139,140	137,280	155,640
乳児 標準	231,400	231,400	231,400	231,400	231,400	231,400	231,400	231,340	231,340	231,230	228,110	246,470
短時間	220,400	220,400	220,400	220,400	220,400	220,400	220,400	220,340	220,340	220,230	217,230	235,590

副食費徴収免除に該当する場合は,上記金額に1号認定は225円×各月給食実施日数(上限4,500円),2号認定は4,500円を足した額が公定価格の額になります。

※法定代理受領について

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については,支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが,確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため,市町村から本園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に基づき,特定教育・保育施設は,法定代理受領した施設型給付費等の額について,支給認定保護者に通知しなければならないことになっているため,このたび令和2年度の実績を報告するものです。実績を報告するものであって,これにより手続きやお支払い等が必要となるものではありません。